

観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務委託仕様書

1. 業務名

観光が地域に与える影響を地域で共有する取組業務

2. 業務の目的

本仕様書は、観光が地域に与える影響を地域で共有する取組の業務内容及び要件等を定めるものであり、受託者は本仕様書に従って業務を執行することとする。

市民に対して、観光振興が地域にもたらす経済的恩恵などのメリットと、オーバーツーリズムへの対策について周知し、理解を促すことで観光振興に対する市民の肯定的評価につなげることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和8年1月20日まで

4. 業務内容

(1) 観光の恩恵に関する広報資料の作成

本市の観光入込客数や観光客動態、観光消費による経済波及効果、デジタルデータ分析等及び観光庁やJNTOをはじめとする関係機関の情報をもとに、観光が地域にもたらす具体的な恩恵を市民が分かりやすく可視化した資料を作成する。

ア 本市が保有する既存の観光データ（観光入込客数、観光消費額、宿泊者数、周遊ルート、主要観光施設利用状況など）を網羅的に収集し、その分析を行うこと。

イ 観光庁やJNTOをはじめとする関係機関の情報を網羅的に収集し、その分析を行うこと。

ウ 人口減少により地域経済が縮小する中、観光客をはじめとする交流人口の拡大の重要性について示すこと。

エ 広報資料作成に必要な基礎情報を体系的に整理し、本市に共有すること。必要に応じて、データ分析手法や考察について本市への説明を行うこと。

オ 広報資料については、単なるデータ羅列ではなく、市民にとって身近な視点で恩恵が分かる工夫を行うとともに、観光が地域経済や雇用、文化振興に与える具体的な影響を多角的に示すこと。

(2) オーバーツーリズムに関する広報資料の作成

オーバーツーリズムが地域にもたらす具体的な問題点（混雑、ごみ問題や生活環境への影響等）と、読者が観光客が増えることにポジティブとなるよう、本市や関係機関・民間事業者の対策について市民へ周知するための資料を作成する。

ア 本市におけるオーバーツーリズムの具体的な問題点（交通渋滞、公共施設や生活道路の混雑、騒音、ごみ問題、マナーに関する課題、景観への影響など）を、具体的な事例やデータ（住民からの苦情、統計データなど）を用いて明確に提示すること。

イ 本市や関係機関・民間事業者が実施している、又は今後実施予定のオーバーツーリズム対策（分散観光の推進、公共交通機関の利用促進、マナー啓発活動、地域住民との協働の取り組みなど）について、その目的と効果を市民に分かりやすく説明すること。

(3) 資料の配付及びアンケート調査の実施

上記(1)、(2)で作成した広報資料を1枚の印刷物としてまとめ、市民へ広く配布するとともに、資料の内容理解度についてアンケート調査を実施する。

ア 広報資料はA3サイズ、両面印刷、フルカラーで4万部作成すること。

イ 広報資料は新聞折込、町内会を通じた回覧及び市民周知に効果的なスポットへの設置を行うほか、インターネットを通じて市民へ広く配布すること。

ウ 配布部数、配布エリアについては、別途本市と協議し決定すること。

エ 広報資料の企画・デザイン、印刷、新聞折込、町内会への送付など、資料の作成及び配布に関する一切の事務を行うこと。

オ 広報資料の新聞折込、町内会への送付等、配布にかかる費用は受託者の負担とすること。

カ 配布に係る事業者等（新聞社及び町内会）との調整は受託者が行うこと。

キ アンケートの回収方法は、オンラインフォームを基本とするが、FAXや郵送など、オンライン以外の方法も準備することとし、本市と協議の上決定すること。

ク 回収したアンケートを速やかに集計し、本業務のKPI達成状況を分析・報告すること。

5. 業務スケジュール

令和7年 7月から 8月	本市との協議を通じた状況整理
令和7年 9月から10月	観光の恩恵に関する広報資料 及びオーバーツーリズム対策に関する広報資料作成
令和7年11月	広報資料の配布
令和7年11月から令和7年12月	アンケート回収、集計結果取りまとめ

6. KPI（重要業績評価指標）

指標： アンケート調査で資料を理解したと回答した割合

現状値： 0%（令和6年度測定値）

目標値： 50%（令和7年度）

7. 成果品

受託者は、本市が指定する期日までに以下の成果品を提出すること。

（1）広報資料4万部及び電子データ

観光の恩恵及びオーバーツーリズムに関する広報資料（A3、カラー、両面印刷）について、3万8千部を新聞折込や町内会、市民周知に効果的なスポットへの設置等を通じて配布し、2千部を本市へ納品すること。

（2）業務実施報告書3部及び電子データ

ア 本事業の成果として業務実施報告書を作成すること（A4、カラー印刷）。

イ 本事業における制作物を記録すること。

（3）概要版報告書3部及び電子データ

ア 本事業の成果をA4用紙1枚にまとめた概要版報告書を作成すること（A4横、カラー印刷）。

イ 概要版は、本事業の目的・実施内容・実施結果の概要を把握できるものとし、画像やグラフを入れるなど、視覚的に把握しやすい資料とすること。

（4）各種制作物の電子データ 一式（PDF及びWord、Excel、JPEG形式ファイル）

CD-ROMに記録して納品すること（3枚）。

8. 権利の帰属

（1）成果品の著作権（著作権法第21条～28条）は、本市に帰属する。

（2）受託者は、本市に移転された当該成果品に関して、著作者人格権（著作権法18条～20条）を行使しないこと。

（3）第1号の規定にかかわらず、受託者が予め権利を有している著作物（以下「既存著作物」という。）が当該成果品に組み込まれた場合は、既存著作物にかかる著作権は、受託者に留保される。この場合、受託者は、本市及び本市が当該成果品を提供した第三者に対し、無償・非独占の形で当該成果品を利用するのに必要な範囲において、既存著作物の利用を許諾するとともに、既存著作物につき著作者人格権を行使しないものとする。

（4）第1号の規定にかかわらず、第三者が著作権を有している著作物（以下「第三者著作物」という）が当該成果品に組み込まれた場合は、第三者著作物にかかる著作権については、当該第三者に留保される。

9. その他

（1）業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は本市と常に密に連絡を取り、相互に理解し作業を進めること。

（2）受託者が本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載のないものであっても、社会通念上当然と認められる事項については、受託者の責任において行うものとする。

（3）本業務実施に当たり必要な事項については、本市と協議すること。

（4）受託者は、小樽市個人情報保護条例その他の関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

（5）本業務で制作する一切の著作物の著作権等の権利は、本市に帰属するものとする。

（6）本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は本市と協議すること。

（7）オーバーツーリズムの問題が大きくなる12月よりも前に、市民への周知が完了するよう、各工程を確実に推進すること。